

平成 22 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 エフワン株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮崎 國敏  
(コード番号 8128 大証第 2 部)  
問 合 せ 先 経理部長 花田 憲一  
(TEL 06-6241-8520)

### 支配株主であるグッドヒル株式会社による当社普通株式に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月 10 日開催の取締役会において、グッドヒル株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記の通り賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本表明にかかる決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者が当社の発行済株式の全株式を保有する予定であること及びその後当社が上場廃止となる予定であることを前提としております。

#### 記

##### 1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	グッドヒル株式会社
(2) 事 業 内 容	紳士服及び婦人服（オーダーメイド、イージーオーダー及び既製品）の製造及び販売
(3) 設 立 年 月 日	昭和 36 年 10 月 23 日
(4) 本 店 所 在 地	鳥取県鳥取市吉成二丁目 14 番 21 号
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 吉岡 秀樹
(6) 資 本 金	1 億円（平成 22 年 12 月 10 日現在）
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社日本海リッチランド 39.0% グッドヒル販売株式会社 24.0% 株式会社山陰合同銀行 5.0% 浜村アパレル株式会社 5.0% 岩美アパレル株式会社 5.0% 郡家アパレル株式会社 5.0% 日本海ディヴェロプメント株式会社 5.0% 松栄株式会社 5.0% 吉岡利固 2.5% 吉岡秀樹 1.5%

		※ 平成 22 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に対する所有株式の割合
(8) 買付者と当社の関係等	資本関係	公開買付者は、本日現在、当社普通株式 9,667,886 株（当社の第 53 期第 2 四半期報告書（平成 22 年 11 月 12 日提出）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（20,540,525 株）に対する所有株式の割合（小数点以下第三位四捨五入。以下「株式所有割合」といいます。）：47.07%）を所有している親会社であります。
	人的関係	当社の代表取締役会長である吉岡利固が公開買付者の代表取締役社主を、当社の取締役である吉岡秀樹が公開買付者の代表取締役社長を、当社の取締役である吉岡徹が公開買付者の常務取締役を、当社の取締役である中島保氏が常務取締役を兼務しております。また、当社は、公開買付者からは従業員 7 名の出向を受け入れています。
	取引関係	当社は、公開買付者との間で、紳士服、婦人服の製造委託並びに当社に対する生地及び製品の販売取引を行っております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社に該当します。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、平成 22 年 12 月 10 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施について、下記（2）に記載の根拠及び理由に基づき、①公開買付者による本公開買付けに賛同すること、②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議致しました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、当社普通株式 9,667,886 株（株式所有割合：47.07%）を所有している親会社であり、今般、当社の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社の普通株式を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、4,095,000 株（株式所有割合：19.94%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、当社の発行済普通株式の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

上記の買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における公開買付者の株式所有割合が3分の2を上回る水準（所有株式数：13,762,886 株、株式所有割合：67.00%）となるよう設定しております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにあたり、株式会社日本海リッチランド（所有株式数：1,258,000 株、株式所有割合：6.12%）、公開買付者の代表取締役であり当社の代表取締役会長である吉岡利固氏（所有株式数：256,000 株、株式所有割合：1.25%）、公開買付者の代表取締役であり当社の取締役である吉岡秀樹氏（所有株式数：106,000 株、株式所有割合：0.52%）及び公開買付者の常務取締役であり当社の取締役である吉岡徹氏（所有株式数：106,000 株、株式所有割合：

0.52%) から、それぞれ所有する当社普通株式の全部 (合計 1,726,000 株、株式所有割合 : 8.40%) につき本公開買付けに応募する旨の確約書を得ております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続の実行を当社に要請し、かかる手続を経て当社を完全子会社化する予定です。また、吉岡利固氏、吉岡秀樹氏及び吉岡徹氏 (以下総称して「吉岡氏ら」といいます。) は、本取引後も、継続して当社の経営にあたる予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金として、株式会社三井住友銀行から最大 700,000,000 円の融資 (以下「本融資」といいます。) を受けることを予定しています。本融資については、公開買付者が、本公開買付けにより取得する当社の普通株式に対して、担保権が設定される予定であり、吉岡利固氏が公開買付者の連帯保証人となることが予定されています。

② 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 25 年に設立され、現在、東京・大阪を中心とした直営店及び全国に亘るフランチャイズ・チェーン店及び特約店を通じ、主としてオーダー紳士服、婦人服の販売を行っております。また、当社は、昭和 38 年 4 月に大阪証券取引所市場第二部に上場いたしました。

当社は、当初、百貨店、専門店、量販店に対する卸売事業と、関西圏の都心部で直営店を中心に展開してきた紳士服小売事業を営んでいましたが、平成元年以降、小売事業の収益拡大を目的に郊外型店舗の出店を加速させました。しかし、当社は、同業大手企業との価格競争に巻き込まれたこと等の要因により、収益性が著しく悪化したため、平成 13 年 3 月、かかる経営悪化の表面化に伴う経営再建計画の一環として、公開買付者に対して、第三者割当増資の引受け等を打診しました。公開買付者は、当社との資本提携を行うことによって、当社の紳士服及び婦人服の販売網を利用した販売力の強化等といった相乗効果が得られると考え、平成 13 年 3 月、6,500,000 株 (払込金額の総額 325,000,000 円) の第三者割当増資を引き受けました。また、当社は、同年 8 月には、三井物産株式会社保有の 13,981,475 株を任意無償消却した結果、公開買付者は、当社の筆頭株主となりました。

当社の上記経営悪化の要因の一つに、在庫リスクを抱えた卸売りの営業手法があったことから、当社は、平成 14 年 3 月期以降、百貨店、専門店、量販店向けの卸売りに撤退し、生地メーカーから生地を預かり、オーダー受注後に生産する体制を確立し、在庫リスクと運転資金を負担しない受注及び販売体制へと移行いたしました。また、当社は、平成 15 年 3 月期から平成 22 年 3 月期までの期間に、直営店を 34 店舗、フランチャイズを 5 店舗出店し、売上拡大に努めるとともに、基本方針であるローコスト経営による収益力の向上を目指し、製造コストの削減による粗利益率の改善及び経費の節減を図りつつ、各直営店の採算性と立地条件や集客性を考慮した成長性を見直し、不採算店舗を閉鎖してきました。さらに、当社は、新規企画商品として、お客様がお持ちでない商品「シャツ生地ジャケット」「ジャージジャケット」「水着素材スーツ」等を展開するとともに、レディースオーダースーツの拡販に努めてきました。

しかしながら、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き生活防衛意識の高まりに伴う個人消費の冷え込みが継続しており、当社を取り巻く経済環境は、かつてない厳しい状況となり、結果として、当社は、直近 3 事業年度において連続して経常損失及び純損失を計上するに至っております。

かかる状況の下、公開買付者が、本公開買付けを企図するに至った経緯について、当社は、公開買付者より以下の説明を受けております。

公開買付者は、この状況を脱するためには、早急に抜本的な事業構造の転換を図りつつ、海外市場等への本格的な進出の投資を施策することが必要であるとの認識を有するに至りました。

しかしながら、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策は必ずしも

当初の想定どおりの成果が得られるとは限らずリスクを伴うものであるため、当社が上場を維持したままこれらを実施した場合には、当社の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらに、公開買付者は、当社が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急かつ機動的に行うためには、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築する必要があると考えるに至りました。また、当社は、昭和 38 年に大阪証券取引所市場第二部に上場後、ブランド力の向上、優秀な従業員の確保及びお客様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきました。しかし、一方で、近年の企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、監査費用等）が増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想され、上場を維持することが、当社の人的リソース、経済的リソース及び時間の面において負担になる可能性があります。

以上の状況を踏まえ、公開買付者は、当社の株主の皆様には抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急に実施していくためには、公開買付者が当社の全株式を取得して非上場化することが最善の手段であると考えに至りました。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社の欠損の充当等のため、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 447 条第 1 項の規定に基づき、大幅な資本金の額の減少を当社に要請する予定です（具体的な金額については今後、資本政策等を含めて協議いたします。）。当社取締役会は、平成 22 年 12 月 10 日開催の当社取締役会において、公開買付者から当社の資本金の額の減少の要請がなされることも踏まえて、公開買付者による本公開買付けに賛同すること、及び、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議致しております。

当社は、公開買付者の上記提案を受けて、上記の当社の現状に鑑みれば、この状況を脱するためには、早急に抜本的な事業構造の転換を図りつつ、海外市場等への本格的な進出の投資を施策することが必要であるとの認識を公開買付者と共有するに至りました。また、当社は、当社の株主の皆様には抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急に実施していくためには、公開買付者が当社の全株式を取得して非上場化することが最善の手段であるとの結論に至りました。また、下記（3）のとおり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

（3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、当社普通株式 9,667,886 株（株式所有割合：47.07%）を所有している親会社であり、公開買付者と当社の人事及び業務上の継続的な関係を勘案した結果、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

#### ①独立した第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、平成22年10月、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

KPMG FAS は、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、株式市価法、株価倍率法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は、KPMG FAS から平成22年12月8日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。KPMG FAS により上記各手法において算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価法では、平成22年12月8日を基準日として、株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社の普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値47円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値48円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値50円を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を47円から50円までと分析しております。

次に、株価倍率法では、当社と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を38円から42円までと分析しております。

最後に、DCF法では、公開買付者より提出された当社に係る事業計画（当社の非上場化の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期第3四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を55円から62円までと分析しております。

公開買付者は、KPMG FAS による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、当社との協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成22年12月10日に本公開買付価格を60円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成22年12月9日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値46円に対しては30.4%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）のプレミアムを、平成22年12月9日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値47円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対しては27.7%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値48円に対しては25.0%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値50円に対しては20.0%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

一方、当社の取締役会においては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない朝日税理士法人に当社の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月8日付で、当社の株式価値に関する「株式価値評価報告書」（以下「株式価値評価報告書」といいます。）を取得しました。朝日税理士法人は、当社の株式価値算定にあたり当社から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株式価値評価報告書では、市場株価法、DCF法の各手法を用いて分析をしています。朝日税理士法人が各手法に基づき評価した当社の株式価値算定の結果は以下のとおりです。

##### i. 市場株価法

市場株価法は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しています。

市場株価法では、平成22年12月8日を基準日として、株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社の普通株式の直近3ヶ月間の終値の単純平均値48円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値50円を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を48円から50円までと算定してお

ります。

## ii. DCF法

DCF法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しています。

DCF法では、当社の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を53円から65円までと算定しています。

## ②第三者委員会の設置

当社取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成22年10月12日、公開買付者及び当社から独立性のある砂川伸幸氏（神戸大学大学院経営学研究科教授）、加藤清和氏（弁護士、梅田総合法律事務所所属）及び笠原真人氏（公認会計士、笠原公認会計士事務所所属）からなる第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、(i)本取引の目的の正当性（本取引による当社の企業価値の向上の有無）、(ii)本取引に係る交渉過程の公正性及び(iii)本取引により少数株主に交付される対価の相当性につき、当社取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行いました。

第三者委員会は、平成22年10月12日に設置されて以降、5回にわたる委員会を開催するとともに、公開買付者の代表取締役である吉岡利固氏及び公開買付者の常務取締役である中島保氏に対するヒアリング及び質疑応答を行い、朝日税理士法人から提出された株式価値評価報告書をはじめとする関係資料を精査する等、(i)本取引の目的の正当性（本取引による当社の企業価値の向上の有無）、(ii)本取引に係る交渉過程の公正性及び(iii)本取引により少数株主に交付される対価の相当性につき検討を行いました。

上記の検討の結果、平成22年12月10日、当社取締役会は第三者委員会より、(i)本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当であり、(ii)本取引に係る交渉過程は公正であると認められ、(iii)本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申を得ました。

## ③独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者であるきっかわ法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。

当社は、きっかわ法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、当社の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行いました。

## ④利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

吉岡氏ら及び中島保氏は、公開買付者の取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、本取引に関連して開催された当社取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

また、当社の監査役である本城守氏は、公開買付者の複数の子会社の取締役に就任しておりますので、利益相反回避の観点から、本取引に関連して開催された当社取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議に参加していません。

当社取締役会は、株式価値評価報告書を参考にした上で、きっかわ法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、平成22年12月10日開催の取締役会において、第三者委員会からの(i)本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、

本取引の目的は正当であり、(ii) 本取引に係る交渉過程は公正であると認められ、(iii) 本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申及び株式価値評価報告書を踏まえて、本公開買付価格及び諸条件について当社の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、当社普通株式を非上場化した上で、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急に実施していくことが、当社の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、当社の財務状況、事業環境、株主間の公平性、第三者委員会から本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申を受けていること及び株式価値評価報告書の算定結果から乖離していないことから、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、吉岡氏ら及び中島保氏以外の当社の取締役である宮崎國敏氏が出席の下、本公開買付けが成立した場合に公開買付者から大幅な資本金の額の減少を要請されることも踏まえ、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を決議しました。また、上記取締役会には本城守氏を除く社外監査役1名を含む監査役2名が審議に参加し、出席監査役はいずれも、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べています。

#### ⑤比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにより、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、当社を通じて、以下に述べる方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が既に所有している当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、①当社において当社普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと及び③当社普通株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付すること（なお、交付する別個の種類当社の株式について、上場申請は行わない予定です。）、以上①乃至③を付議議案に含む当社の臨時株主総会の開催を、当社に要請する予定です。

また、上記臨時株主総会にて上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社普通株式の株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、発行済株式総数の 67%以上の当社普通株式を取得することとなる予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催につきましては平成 23 年 4 月を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての当社普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条第 1 項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済全株式（但し、自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主に交付しなければならない当社の株式の数が 1 に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a) 上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの (a) 又は (b) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果をもつ他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者が当社の発行済全株式（但し、自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主に対して、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該当社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

当社は、平成 22 年 12 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、株主優待制度を廃止することを決議しております。

#### (5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社普通株式は、本日現在、株式会社大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、株式会社大阪証券取引所における株券上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二



段階買収に関する事項」に記載のとおり、適用法令に従い、公開買付者が当社の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合にも当社普通株式は上場廃止となります。

3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
公開買付者は、株式会社日本海リッチランド（所有株式数：1,258,000株、株式所有割合：6.12%）、公開買付者の代表取締役であり当社の代表取締役会長である吉岡利固氏（所有株式数：256,000株、株式所有割合：1.25%）、公開買付者の代表取締役であり当社の取締役である吉岡秀樹氏（所有株式数：106,000株、株式所有割合：0.52%）及び公開買付者の取締役であり当社の取締役である吉岡徹氏（所有株式数：106,000株、株式所有割合：0.52%）から、それぞれ所有する当社普通株式の全部（合計1,726,000株、株式所有割合：8.40%）につき本公開買付けに応募する旨の確約書を得ております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。
4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。
8. 今後の見通し
  - (1) 本公開買付け後の方針等  
本公開買付け後の方針等については、「2.（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」を参照下さい。  
なお、当社は、平成22年12月10日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、株主優待制度を廃止することを決議しております。
  - (2) 今後の業績の見通し  
本公開買付けが業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。
9. 支配株主との取引等に関する事項  
本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成22年7月2日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下の通りです。  
公開買付者及び当社は、上記「2.（3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の通り、公正性を担保し、本取引を行う予定であります。  
なお、平成22年7月2日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している指針は、「親会社との取引に関しましては、製品の製造、生地及び製品の購入につき、毎シーズン価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定し、適正な取引関係を維持しております。」というものであります。

10. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料（「エフワン株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

以 上

※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項、同 4 項及び金融商品取引法施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、公開買付者による書面（「エフワン株式会社株式の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）の発表から 12 時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

※添付書類：「エフワン株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 22 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 グッドヒル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉 岡 秀 樹  
問合せ先 常務取締役 中 島 保  
(TEL : 0857-21-5000)

## エフワン株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

グッドヒル株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 12 月 10 日、エフワン株式会社（コード番号：8128 株式会社大阪証券取引所市場第二部）（以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、対象者普通株式 9,667,886 株（対象者の第 53 期第 2 四半期報告書（平成 22 年 11 月 12 日提出）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（20,540,525 株）に対する所有株式の割合（小数点以下第三位四捨五入。以下「株式所有割合」といいます。）：47.07%）を所有している親会社であり、今般、対象者の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者の普通株式を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、4,095,000 株（株式所有割合：19.94%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、対象者の発行済普通株式の全てを取得し、対象者の普通株式を非上場化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

上記の買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における公開買付者の株式所有割合が 3 分の 2 を上回る水準（所有株式数：13,762,886 株、株式所有割合：67.00%）となるよう設定しております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにあたり、株式会社日本海リッチランド（所有株式数：1,258,000 株、株式所有割合：6.12%）、公開買付者の代表取締役であり対象者の代表取締役会長である吉岡利固氏（所有株式数：256,000 株、株式所有割合：1.25%）、公開買付者の代表取締役であり対象者の取締役である吉岡秀樹氏（所有株式数：106,000 株、株式所有割合：0.52%）及び公開買付者の常務取締役であり対象者の取締役である吉岡徹氏（所有株式数：106,000 株、株式所有割合：0.52%）から、それぞれ所有する対象者普通株式の全部（合計 1,726,000 株、株式所有割合：8.40%）につき本公開買付けに応募する旨の確約書を得ております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

(いわゆる二段階買収に関する事項について)」記載の一連の手続の実行を対象者に要請し、かかる手続を経て対象者を完全子会社化する予定です。また、吉岡利固氏、吉岡秀樹氏及び吉岡徹氏(以下総称して「吉岡氏ら」といいます。)は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたる予定です。

なお、対象者の平成 22 年 12 月 10 日付「支配株主であるグッドヒル株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、本公開買付けについては、吉岡氏ら及び中島保氏を除く対象者の取締役及び本城守氏を除く監査役の全員が出席した平成 22 年 12 月 10 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付け価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の決議がなされているとのことです。また、対象者の本城守氏を除く社外監査役 1 名を含めた監査役 2 名は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金として、株式会社三井住友銀行から最大 700,000,000 円の融資(以下「本融資」といいます。)を受けることを予定しています。本融資については、公開買付者が、本公開買付けにより取得する対象者の普通株式に対して、担保権が設定される予定であり、吉岡利固氏が公開買付者の連帯保証人となることが予定されています。

## (2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、紳士服及び婦人服(オーダーメイド、イージーオーダー及び既製品)の製造及び販売を主な事業としており、設立当初から、対象者との間で、紳士服、婦人服の製造委託並びに対象者に対する生地及び製品の販売取引を行っております。他方、対象者は、昭和 25 年に設立され、現在、東京・大阪を中心とした直営店及び全国に亘るフランチャイズ・チェーン店及び特約店を通じ、主としてオーダー紳士服、婦人服の販売を行っております。また、対象者は、昭和 38 年 4 月に大阪証券取引所市場第二部に上場いたしました。

対象者は、当初、百貨店、専門店、量販店に対する卸売事業と、関西圏の都心部で直営店を中心に展開してきた紳士服小売事業を営んでいましたが、平成元年以降、小売事業の収益拡大を目的に郊外型店舗の出店を加速させました。しかし、対象者は、同業大手企業との価格競争に巻き込まれたこと等の要因により、収益性が著しく悪化したため、平成 13 年 3 月、かかる経営悪化の表面化に伴う経営再建計画の一環として、公開買付者に対して、第三者割当増資の引受け等を打診しました。公開買付者は、対象者との資本提携を行うことによって、対象者の紳士服及び婦人服の販売網を利用した販売力の強化等といった相乗効果が得られると考え、平成 13 年 3 月、6,500,000 株(払込金額の総額 325,000,000 円)の第三者割当増資を引き受けました。また、対象者は、同年 8 月には、三井物産株式会社保有の 13,981,475 株を任意無償消却した結果、公開買付者は、対象者の筆頭株主となりました。

対象者の上記経営悪化の要因の一つに、在庫リスクを抱えた卸売りの営業手法があったことから、対象者は、平成 14 年 3 月期以降、百貨店、専門店、量販店向けの卸売りから撤退し、生地メーカーから生地を預かり、オーダー受注後に生産する体制を確立し、在庫リスクと運転資金を負担しない受注及び販売体制へと移行いたしました。また、対象者は、平成 15 年 3 月期から平成 22 年 3 月期までの期間に、直営店を 34 店舗、フランチャイズを 5 店舗出店し、売上拡大に努めるとともに、基本方針であるローコスト経営による収益力の向上を目指し、製造コストの削減による粗利益率の改善及び経費の節減を図りつつ、各直営店の採算性と立地条件や集客性を考慮した成長性を見直し、不採算店舗を閉鎖してきました。さらに、対象者は、新規企画商品として、お客様がお持ちでない商品「シャツ生地ジャケット」「ジャージジャケット」「水着素材スーツ」等を展開するとともに、レディースオーダースーツの拡販に努めてきました。

しかしながら、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き生活防衛意識の高まりに伴う個人消費の冷え込みが継続しており、対象者を取り巻く経済環境は、かつてない厳しい状況となり、結果として、対象者は、直近 3 事業年度において連続して経常損失及び純損失を計上するに至っております。

かかる状況に至って、公開買付者及び対象者は、この状況を脱するためには、早急に抜本的な事業構造の転換を図りつつ、海外市場等への本格的な進出の投資を施策することが必要であるとの認識を共有するに至りました。

しかしながら、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策は必ずしも当初の想定どおりの成果が得られるとは限らずリスクを伴うものであるため、対象者が上場を維持したままこれらを実施した場合には、対象者の株主の皆様がマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらに、公開買付者は、対象者が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急かつ機動的に行うためには、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築する必要があると考えるに至りました。また、対象者は、昭和 38 年に大阪証券取引所市場第二部に上場後、ブランド力の向上、優秀な従業員の確保及びお客様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきました。しかし、一方で、近年の企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、監査費用等）が増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想され、上場を維持することが、対象者の人的リソース、経済的リソース及び時間の面において負担になる可能性があります。

以上の状況を踏まえ、公開買付者は、対象者の株主の皆様が抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、上場維持のコストを削減するとともに、対象者の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急に実施していくためには、公開買付者が対象者の全株式を取得して非上場化することが最善の手段であると考えに至りました。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の欠損への充当等のため、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 447 条第 1 項の規定に基づき、大幅な資本金の額の減少を対象者に要請する予定です（具体的な金額については今後、資本政策等を含めて協議いたします。）。対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成 22 年 12 月 10 日開催の対象者取締役会において、公開買付者から対象者の資本金の額の減少の要請がなされることも踏まえて、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の決議がなされているとのこととです。

### (3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、対象者普通株式 9,667,886 株（株式所有割合：47.07%）を所有している親会社であり、公開買付者と対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案した結果、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、平成 22 年 10 月、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

KPMG FAS は、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、株式市価法、株価倍率法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は、KPMG FAS から平成 22 年 12 月 8 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。KPMG FAS により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価法では、平成 22 年 12 月 8 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 47 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 48 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 50 円を基に、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 47 円から 50 円までと分析しております。

次に、株価倍率法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 38 円から 42 円までと分析しております。

最後に、DCF 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（対象者の非上場化の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期第 3 四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 55 円から 62 円までと分析しております。

公開買付者は、KPMG FAS による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見直し等を総合的に勘案し、最終的に平成 22 年 12 月 10 日に本公開買付価格を 60 円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成 22 年 12 月 9 日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値 46 円に対しては 30.4%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）のプレミアムを、平成 22 年 12 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 47 円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対しては 27.7%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 48 円に対しては 25.0%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 50 円に対しては 20.0%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない朝日税理士法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 12 月 8 日付で、対象者の株式価値に関する「株式価値評価報告書」（以下「株式価値評価報告書」といいます。）を取得したとのことです。朝日税理士法人は、対象者の株式価値算定にあたり対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株式価値評価報告書では、市場株価法、DCF 法の各手法を用いて分析をしているとのことです。朝日税理士法人が各手法に基づき評価した対象者の株式価値算定の結果は以下のとおりとのことです。

#### i. 市場株価法

市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

市場株価法では、平成 22 年 12 月 8 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 48 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 50 円を基に、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 48 円から 50 円までと算定しているとのことです。

#### ii. DCF 法

DCF 法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 53 円から 65 円までと算定しているとのことです。

## ② 第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 22 年 10 月 12 日、公開買付者及び対象者から独立性のある砂川伸

幸氏（神戸大学大学院経営学研究科教授）、加藤清和氏（弁護士、梅田総合法律事務所所属）及び笠原真人氏（公認会計士、笠原公認会計士事務所所属）からなる第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、（i）本取引の目的の正当性（本取引による対象者の企業価値の向上の有無）、（ii）本取引に係る交渉過程の公正性及び（iii）本取引により少数株主に交付される対価の相当性につき、対象者取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行ったとのことです。

第三者委員会は、平成 22 年 10 月 12 日に設置されて以降、5 回にわたる委員会を開催するとともに、公開買付者の代表取締役である吉岡利固氏及び公開買付者の常務取締役である中島保氏に対するヒアリング及び質疑応答を行い、朝日税理士法人から提出された株式価値評価報告書をはじめとする関係資料を精査する等、（i）本取引の目的の正当性（本取引による対象者の企業価値の向上の有無）、（ii）本取引に係る交渉過程の公正性及び（iii）本取引により少数株主に交付される対価の相当性につき検討を行ったとのことです。

上記の検討の結果、平成 22 年 12 月 10 日、対象者取締役会は第三者委員会より、（i）本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当であり、（ii）本取引に係る交渉過程は公正であると認められ、（iii）本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申を得ているとのことです。

### ③ 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、本取引に関する対象者取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者であるきっかわ法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。

対象者は、きっかわ法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

### ④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、吉岡氏ら及び中島保氏は、公開買付者の取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、本取引に関連して開催された対象者取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者の監査役である本城守氏は、公開買付者の複数の子会社の取締役に就任しておりますので、利益相反回避の観点から、本取引に関連して開催された対象者取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議に参加していないとのことです。

対象者取締役会は、株式価値評価報告書を参考にした上で、きっかわ法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、平成 22 年 12 月 10 日開催の取締役会において、第三者委員会からの（i）本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当であり、（ii）本取引に係る交渉過程は公正であると認められ、（iii）本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申及び株式価値評価報告書を踏まえて、本公開買付価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、対象者が公開買付者の完全子会社となり、対象者普通株式を非上場化した上で、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急に実施していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、対象者の財務状況、事業環境、株主間の公平性、第三者委員会から本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申を受けていること及び株式価値評価報告書の算定結果から乖離していないことから、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格

により売却機会を提供するものであると判断し、吉岡氏ら及び中島保氏以外の対象者の取締役である宮崎國敏氏が出席の下、本公開買付けが成立した場合に公開買付者から大幅な資本金の額の減少を要請されることも踏まえ、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を決議しているとのことです。また、上記取締役会には本城守氏を除く社外監査役1名を含む監査役2名が審議に参加し、出席監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### ⑤ 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、対象者を通じて、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（公開買付者が既に所有している対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、①対象者において対象者普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての対象者普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと及び③対象者普通株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付すること（なお、交付する別個の種類の対象者の株式について、上場申請は行わない予定です。）、以上①乃至③を付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催を、対象者に要請する予定です。

また、上記臨時株主総会にて上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株式の株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、発行済株式総数の67%以上の対象者普通株式を取得することとなる予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催につきましては平成23年4月を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての対象者普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条第1項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の



種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、現在未定ですが、公開買付者が対象者の発行済全株式（但し、自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主に交付しなければならない対象者の株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a) 上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの (a) 又は (b) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者が対象者の発行済全株式（但し、自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主に対して、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該対象者の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

#### (5) 上場廃止等となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、株式会社大阪証券取引所における株券上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、適用法令に従い、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合にも対象者普通株式は上場廃止となります。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商 号	エフワン株式会社
② 事 業 内 容	オーダー紳士服、婦人服の販売
③ 設 立 年 月 日	昭和 25 年 6 月 20 日
④ 本 店 所 在 地	大阪市中央区博労町 2 丁目 6 番 8 号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮崎國敏

⑥ 資 本 金	1,027,026 千円 (平成 22 年 9 月 30 日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率	(平成 22 年 9 月 30 日現在)	
	グッドヒル株式会社	47.07%
	株式会社日本海リッチランド	6.12%
	エフワン取引先企業持株会	2.84%
	株式会社鳥取銀行	1.52%
	株式会社三景	1.52%
	吉岡 利固	1.25%
	田村 伊都子	1.20%
	御幸ホールディングス株式会社	1.20%
	島田商事株式会社	1.13%
	小斉平 由美	1.08%
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	公開買付者は、現在、対象者普通株式 9,667,886 株 (当社の第 53 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (20,540,525 株) に対する株式所有割合 : 47.07%) を所有している親会社であります。
	人 的 関 係	対象者の代表取締役会長である吉岡利固が公開買付者の代表取締役社主を、対象者の取締役である吉岡秀樹が公開買付者の代表取締役社長を、対象者の取締役である吉岡徹が公開買付者の常務取締役を、対象者の取締役である中島保氏が公開買付者の常務取締役を兼務しております。また、対象者は、公開買付者からは従業員 7 名の出向を受け入れています。
	取 引 関 係	対象者は、公開買付者との間で、紳士服、婦人服の製造委託並びに対象者に対する生地及び製品の販売取引を行っております。
	関連当事者への 該 当 状 況	公開買付者は、対象者の親会社に該当します。

※平成 22 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 12 月 13 日 (月曜日) から平成 23 年 1 月 31 日 (月曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 60 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、平成 22 年 10 月、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である KPMG FAS に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

KPMG FAS は、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、株式市価法、

株価倍率法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は、KPMG FAS から平成 22 年 12 月 8 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。KPMG FAS により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価法では、平成 22 年 12 月 8 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 47 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 48 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 50 円を基に、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 47 円から 50 円までと分析しております。

次に、株価倍率法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 38 円から 42 円までと分析しております。

最後に、DCF法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（対象者の非上場化の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期第 3 四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 55 円から 62 円までと分析しております。

公開買付者は、KPMG FAS による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 22 年 12 月 10 日に本公開買付価格を 60 円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成 22 年 12 月 9 日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値 46 円に対しては 30.4%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）のプレミアムを、平成 22 年 12 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 47 円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対しては 27.7%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 48 円に対しては 25.0%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 50 円に対しては 20.0%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

## ② 算定の経緯

（買付価格の決定にかかる経緯）

対象者は、当初、百貨店、専門店、量販店に対する卸売事業と、関西圏の都心部で直営店を中心に展開してきた紳士服小売事業を営んでいましたが、平成元年以降、小売事業の収益拡大を目的に郊外型店舗の出店を加速させました。しかし、対象者は、同業大手企業との価格競争に巻き込まれたこと等の要因により、収益性が著しく悪化したため、平成 13 年 3 月、かかる経営悪化の表面化に伴う経営再建計画の一環として、公開買付者に対して、第三者割当増資の引受け等を打診しました。公開買付者は、対象者との資本提携を行うことによって、対象者の紳士服及び婦人服の販売網を利用した販売力の強化等といった相乗効果が得られると考え、平成 13 年 3 月、6,500,000 株（払込金額の総額 325,000,000 円）の第三者割当増資を引き受けました。また、対象者は、同年 8 月には、三井物産株式会社保有の 13,981,475 株を任意無償消却した結果、公開買付者は、対象者の筆頭株主となりました。

しかしながら、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き生活防衛意識の高まりに伴う個人消費の冷え込みが継続しており、対象者を取り巻く経済環境は、かつてない厳しい状況となり、結果として、対象者は、直近 3 事業年度において連続して経常損失及び純損失を計上するに至っております。

かかる状況に至って、公開買付者及び対象者は、平成 22 年 9 月頃から、この状況を脱するための諸施策を継続的に検討してきました。その結果、公開買付者及び対象者は、この状況を脱するためには、早急に抜本的な事業構造の転換を図りつつ、海外市場等への本格的な進出の投資を施策することが必要であるとの認識を共有するに至りました。

しかしながら、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策は必ずしも当

初の想定どおりの成果が得られるとは限らずリスクを伴うものであるため、対象者が上場を維持したままこれらを実施した場合には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらに、公開買付者は、対象者が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急かつ機動的に行うためには、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築する必要があると考えるに至りました。また、対象者は、昭和 38 年に大阪証券取引所市場第二部に上場後、ブランド力の向上、優秀な従業員の確保及びお客様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきました。しかし、一方で、近年の企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、監査費用等）が増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想され、上場を維持することが、対象者の人的リソース、経済的リソース及び時間の面において負担になる可能性があります。

以上の状況を踏まえ、公開買付者は、対象者の株主の皆様には抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、上場維持のコストを削減するとともに、対象者の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急に実施していくためには、公開買付者が対象者の全株式を取得して非上場化することが最善の手段であると考えに至ったことから、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により、本件公開買付価格について決定しました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、平成 22 年 10 月、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である KPMG FAS に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

KPMG FAS は、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、株式市価法、株価倍率法及び DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は KPMG FAS から平成 22 年 12 月 8 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。KPMG FAS により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価法では、平成 22 年 12 月 8 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 47 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 48 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 50 円を基に、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 47 円から 50 円までと分析しております。

次に、株価倍率法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 38 円から 42 円までと分析しております。

最後に、DCF 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（対象者の非上場化の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期第 3 四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 55 円から 62 円までと分析しております。

公開買付者は、KPMG FAS による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 22 年 12 月 10 日に本公開買付価格を 60 円に決定いたしました。

(買付価格の公平性を担保するための措置について)

## I 独立した第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない朝日税理士法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 12 月 8 日付で、株式価値評価報告書を取得したとのことです。朝日税理士法人は、対象者の株式価値算定にあたり対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株式価値評価報告書では、市場株価法、DCF法の各手法を用いて分析をしているとのことです。朝日税理士法人が各手法に基づき評価した対象者の株式価値算定の結果は以下のとおりとのことです。

### i. 市場株価法

市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

市場株価法では、平成 22 年 12 月 8 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 48 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 50 円を基に、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 48 円から 50 円までと算定しているとのことです。

### ii. DCF法

DCF法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割引引くことによって、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 53 円から 65 円までと算定しているとのことです。

## II 第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 22 年 10 月 12 日、公開買付者及び対象者から独立性のある委員 3 名により構成される第三者委員会を設置し、(i) 本取引の目的の正当性（本取引による対象者の企業価値の向上の有無）、(ii) 本取引に係る交渉過程の公正性及び (iii) 本取引により少数株主に交付される対価の相当性につき、対象者取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行ったとのことです。

第三者委員会は、平成 22 年 10 月 12 日に設置されて以降、5 回にわたる委員会を開催するとともに、公開買付者の代表取締役である吉岡利固氏及び公開買付者の常務取締役である中島保氏に対するヒアリング及び質疑応答を行い、朝日税理士法人から提出された株式価値評価報告書をはじめとする関係資料を精査する等、(i) 本取引の目的の正当性（本取引による対象者の企業価値の向上の有無）、(ii) 本取引に係る交渉過程の公正性及び (iii) 本取引により少数株主に交付される対価の相当性につき検討を行ったとのことです。

上記の検討の結果、平成 22 年 12 月 10 日、対象者取締役会は第三者委員会より、(i) 本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当であり、(ii) 本取引に係る交渉過程は公正であると認められ、(iii) 本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申を得ているとのことです。

## III 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、本取引に関する対象者取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者であるきっかわ法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留

意点に関する法的助言を依頼したとのことです。

対象者は、きっかわ法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

#### IV 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、吉岡氏ら及び中島保氏は、公開買付者の取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、本取引に関連して開催された対象者取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者の監査役である本城守氏は、公開買付者の複数の子会社の取締役役に就任しておりますので、利益相反回避の観点から、本取引に関連して開催された対象者取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議に参加していないとのことです。

対象者取締役会は、株式価値評価報告書を参考にした上で、きっかわ法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、平成22年12月10日開催の取締役会において、第三者委員会からの（i）本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当であり、（ii）本取引に係る交渉過程は公正であると認められ、（iii）本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申及び株式価値評価報告書を踏まえて、本公開買付価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、対象者が公開買付者の完全子会社となり、対象者普通株式を非上場化した上で、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、抜本的な事業構造の転換及び海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急に実施していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、対象者の財務状況、事業環境、株主間の公平性、第三者委員会から本公開買付価格を含む本取引により少数株主に交付される対価が相当であると認められる旨の答申を受けていること及び株式価値評価報告書の算定結果から乖離していないことから、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、吉岡氏ら及び中島保氏以外の対象者の取締役である宮崎國敏氏が出席の下、本公開買付けが成立した場合に公開買付者から大幅な資本金の額の減少を要請されることも踏まえ、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を決議しているとのことです。また、上記取締役会には本城守氏を除く社外監査役1名を含む監査役2名が審議に参加し、出席監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### V 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

KPMG FAS は、本公開買付に関し重要な利害関係はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,791,857 (株)	4,095,000 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,095,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,095,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も、本公開買付けの対象となります。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人に開設された応募株主等(以下に定義します。)名義の口座に記載又は記録されている必要があります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である10,791,857株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成22年11月12日に提出した第53期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数(20,540,525株)から、対象者が平成22年11月5日に公表した平成23年3月期第2四半期決算短信に記載された平成22年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(80,782株)及び公開買付者が、現在保有する対象者普通株式数(9,667,886株)を控除したのになります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	9,667 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.25%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,999 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.77%)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	10,791 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	20,303 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,791,857株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第53期第2四半期報告書(平成22年11月12日提出)に記載された平成22年9月30日現在の対象者の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式を含む対象者の発行している全ての株式(但し、対象者の保有する自己株式及び公開買付者が現在所有する対象者普通株式を除きます。)を対象としているため、

「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第53期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数(20,540,525株)から、対象者が平成22年11月5日に公表した平成23年3月期第2四半期決算短信に記載された平成22年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(80,782株)を控除した株式数(20,459,743株)に係る議決権の数20,459個を分母として計算しております。

(注5) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(但し、特別関係者である対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付けの対象としており、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれることから、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(7) 買付代金 647,511,420円

「買付代金」には、本公開買付けにおける買付予定数(10,791,857株)に、1株当たりの買付価格(60円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成23年2月4日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,095,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,095,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イ乃至リに掲げる事実と準じる事実と



して、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合は、撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号  
（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付け届出書又は関連する買付け書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことが要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しを含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付け応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付け開始公告日

平成22年12月13日（月曜日）

(11) 公開買付け代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付け者は、対象者の代表取締役会長である吉岡利固氏（所有株式数：256,000株、株式所有割合：1.25%）、対象者の取締役である吉岡秀樹氏（所有株式数：106,000株、株式所有割合：0.52%）及び対象者の取締役である吉岡徹氏（所有株式数：106,000株、株式所有割合：0.52%）から、それぞれ所有する対象者普通株式の全部（合計468,000株、株式所有割合：2.28%）につき本公開買付けに応募する旨の確約書を得ております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けについては、吉岡氏ら及び中島保氏を除く対象者の取締役及び本城守氏を除く監査役的全員が出席した平成22年12月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付け価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付け価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの

応募を勧める旨の決議がなされているとのことです。また、対象者の本城守氏を除く社外監査役1名を含めた監査役2名は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## (2) 業績予想の修正

対象者は、平成22年11月5日付で、「平成23年3月期第2四半期累計期間の業績予想値と実績値との差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく業績予想の修正内容は、以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成23年3月期第2四半期（累計）個別業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円銭
前回発表予想 (A)	915	△3	2	△5	—
今回発表予想 (B)	852	△12	△2	0	0.02
増減額 (B-A)	△63	△9	△4	5	—
増減率 (%)	△6.9	—	—	—	—
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成22年3月期第2四半期)	959	△48	△43	△41	—

平成23年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円銭
前回発表予想 (A)	1,800	13	23	10	0.48
今回発表予想 (B)	1,720	5	18	18	0.88
増減額 (B-A)	△80	△8	△5	8	—
増減率 (%)	△4.4	△61.5	△21.7	80.0	—
(ご参考) 前期実績 (平成22年3月期)	1,890	△88	△73	△100	—

修正の理由：

当第2四半期累計期間につきましては、個人消費の低迷及び9月中旬まで続いた猛暑が大きく影響し、売上高が前回予想に及ばず852百万円となりました。また、損益面では、不採算直営店9店舗の閉店等により、経営の効率化の改善は図れましたが、売上高減少による粗利益の減少を補うことができず、営業損益、経常損益につきましても予想値を若干下回る結果となりました。四半期純利益につきましては、特別利益として役員退職慰労引当金戻入益を9百万円計上したこと等から、予想値を若干上回る結果となりました。

また、通期業績予想値につきましても、第2四半期累計期間の業績を勘案し、上記予想値に修正いたします。

## (3) 株主優待制度の廃止

対象者の平成22年12月10日付「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成22年12月10日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、株主優待制度を廃止する旨を、決議したとのことです。

以 上

- ※ このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関わる株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- ※ このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものでなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ このプレスリリースには、公開買付者が対象者株等式等を取得した場合における、公開買付者の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してありますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ※ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。
- ※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2つ以上の報道機関に公開された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。